

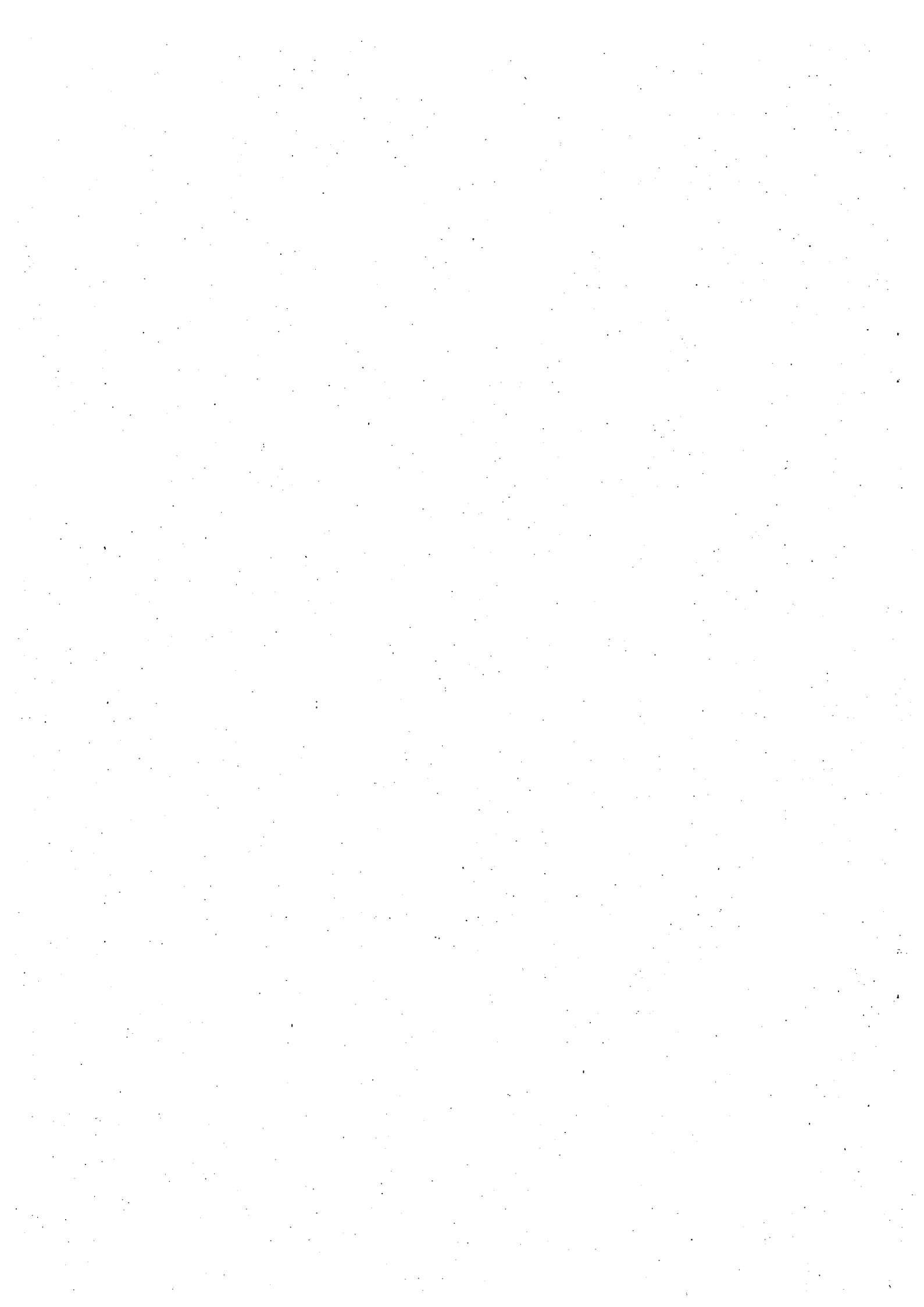
総務教育常任委員会資料

(令和2年3月19日)

〔件名〕

・鳥取県庁障がい者活躍推進計画の策定について 【人事企画課】・・・1

総 務 部



鳥取県庁障がい者活躍推進計画の策定について

令和2年3月19日
人事企画課
教育総務課

令和2年4月1日に施行される改正障害者雇用促進法において、地方自治体においても事業所としての「障がい者活躍推進計画」の策定が義務付けられたところです。

本県では、障がい者を対象にした集合型のワークセンターの開設や正職員採用試験の精神障がい者枠の設定など先導的な取組を進めているところではありますが、雇用率の更なるアップはもとより、障がいのある職員がいきいきと活躍できる職場づくりが重要です。

ついては、県庁全体を挙げて障がいのある職員がより一層活躍できる職場づくりに取り組むため、以下のとおり計画の策定を行います。

1 計画の数値目標（案）

項目		現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
障がい者雇用率	知事部局	3.25%	3.5%
	教育委員会	2.16%	2.5%

（※法定雇用率は、知事部局2.5%、教育委員会2.4%）

〔障がい者雇用率の推移〕

（単位：%）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
知事部局	2.63	2.33	2.27	2.39	2.65	2.95	2.92	3.17	3.21	3.25
法定雇用率	2.10			2.30				2.50		

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
教育委員会	1.74	1.63	1.67	1.83	2.54	2.75	2.74	2.60	2.55	2.16
法定雇用率	2.00			2.20				2.40		

2 計画に盛り込む主な内容

項目	新たな方策
推進体制の整備	<p>○障がい者雇用推進チームの新設 障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関で構成し、障がいのある職員に対する職場定着に向けた具体的取組の検討や本計画のフォローアップ等を行う。</p> <p>○障がい者相談窓口の新設 障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる職員が相談できる窓口を設置し、個別相談に応じるとともに、案件によっては専門の支援機関と連携して対応する。</p>
職場定着	<p>○採用前実習の実施 常勤職員の採用試験の合格者は、当該者の就業経験に応じて正式採用前に、業務適応を確認するための「採用前実習」を実施し、早期の職場適応を支援する。</p> <p>○ならし勤務の実施 フルタイム就業の経験がない者は、本人の希望に応じ、フルタイム勤務となる正式採用前に、短時間の勤務から開始する「ならし勤務」を可能とする。</p> <p>○ワークセンター職員のステップアップの取組 障がいのある職員の意欲や能力に応じて、集合配置のワークセンターから個別配置の事務補助業務へのステップアップの仕組みを整備する。</p> <p>○人事管理面の配慮（小休止の弾力的運用等） 障がいの特性から生じる疲労の回復を図るため、1日につき1時間以内の小休止行為の弾力的運用を行う。</p> <p>○障がい理解の促進 障がいのある職員とない職員が共に働きやすい職場環境の整備を図るため、全ての所属を対象とした障がい特性への理解を深める研修を開催する。</p>

※教育委員会も知事部局に準じた取組を行う。

〔参考〕検討の経過

計画の策定にあたって、障害者就業・生活支援センター及び障害者職業センター等の関係機関と意見交換を行うとともに、障がいのある職員との面談を踏まえ、プレ雇用、ステップアップ、小休止の弾力的運用などの新たな取組に対して前向きな意見をいただき、計画に反映することとした。

